



介護保険課からのお知らせ

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017



介護保険負担割合証を7月上旬に送付します

要介護・要支援認定を受けた人などに交付される「介護保険負担割合証」 の適用期間は、毎年8月1日~翌年7月31日の1年間です。所得に応じて利用者 負担の割合が変わるため、負担割合証は毎年交付されます。

負担割合証には、利用者負担の割合(1割~3割)が記載されています。サービス事業者は、この負担割合証で利用者負担の割合を確認しますので、サービスを利用するときは介護保険被保険者証と一緒に事業者に提示してください。

介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

所得の低い人が介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設など)への入所やショートステイを利用するときは、食費や部屋代の自己負担の上限(限度額)が定められています。これを超える利用者負担はありません。超えた分については「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。この制度を利用するためには、申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

現在、お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日(土)までです。既に認定を受けている人には、7月上旬に申請書を送付しますので、介護保険課または各支所で更新の手続きをしてください。新規で認定を受けたい人は、介護保険課までお問い合わせください。 ※適用条件の見直しにより、更新の手続きを行っても認定にならない場合があります。

※ 内は 8日1日以降の全額です

								の金額です
利用者	対象者(適用条件)			居住費(滞在費)				
	所得の状況*1		預貯金などの 資産 ^{*2} の状況	従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	食費
1段階	生活保護受給者の人など		単身: 1,000万円以下	490円	0円	820円	490円	300円
		老齢福祉年金受給者の人	夫婦: 2,000 万円以下	(320円)	013	02011	40011	00011
2 段階	世帯全員が住民税非課税世帯	前年の合計所得金額と 年金収入額の合計が 80 万円以下の人	単身: 650 万円以下 夫婦: 1,650 万円以下	490 円 (420 円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
3段階(①)		前年の合計所得金額と 年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円 以下の人	単身: 550 万円以下 夫婦: 1,550 万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650 円 【1,000 円】
3段階(②)		前年の合計所得金額と 年金収入額の合計が 120 万円を超える人	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,310 円 (820 円)	370円	1,310円	1,310円	1,360 円 【1,300 円】

- ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- 【 】 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料とします。
- ※2 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものは、預貯金などに含まれます。



後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014 *医療皮域法会事務果 ☎007.811.1866

県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 087-811-1866

被保険者証を7月中旬に送付します

現在の被保険者証の有効期限は、7月31日(土)までです。8月から使用する新たな被保険者証は、7月中旬以降に「特定記録郵便」(黄色の封筒)で送付します。7月下旬を過ぎても被保険者証がお手元に届かない場合は、健康課までお問い合わせください。

※県後期高齢者医療広域連合から、住民票に記載されている住所地へ送付します。送付先の変更などの個別対応はできません。住所地以外への送付を希望する人は、事前にお近くの郵便局で転送の届け出を行ってください。

被保険者証を受け取ったら

被保険者証などに記載されている内容に間違いがないか確認してく ださい。記載内容に相違がある場合は、健康課へお申し出ください。

新しい被保険者証は 左右の端に<u>青色のライン</u>が 入っています。 紛失などには 十分ご注意ください!



有効期限の切れた被保険者証の返還

現在お持ちの被保険者証(両端に桃色のラインが入っているもの)は、8月1日(日)以降は使用できません。健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

カードリーダーが設置されている医療機関や薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。本格的に健康保険証利用が開始されるのは、10月頃の予定ですが、現在の先行運用期間においても、利用できる医療機関・薬局は順次拡大される予定です。

また、健康保険証として利用する場合には、事前にマイナポータル*から健康保険証利用の「初回登録」が必要です。スマートフォン、ご自宅のパソコン(カードリーダーが必要)などで登録できます。

なお、健康保険証でもこれまでどおり受診が可能です。

※子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

75歳・80歳の歯科健診が始まります

「オーラルフレイル」という言葉をご存じですか?「オーラルフレイル」は、歯や口に関する"ささいな衰え"を放置することで、口の機能低下、食べる機能の障害、さらには心身の低下につながる状態のことです。「オーラルフレイル」は、フレイル*の前段階であるため、まずはご自身の歯や口に関心を持ち、適切な予防をすることが大切です。

歯科健診は、歯の本数や状態、歯周病のチェックをするだけでなく、食べ物を噛む力や飲み込む機能、舌や唇を使って食べ物を取り込む機能の低下などを調べます。お口の状態を知ることは、ご自身の健康状態を知ることになります。定期的に歯科健診を受け、健康長寿をめざしましょう!

令和3年4月1日時点で75歳(昭和20年4月2日~昭和21年4月1日生まれ)の人、80歳(昭和15年4月2日~昭和16年4月1日生まれ)の人は、後期高齢者医療制度で歯科健診を無料で受けることができます。対象者には、広域連合から受診券を送付しますので、自分のお口の状態を知るためにも必ず受診しましょう。

※フレイル……年齢とともに、筋力や心身の活力が低下している状態で、「健康」と「要介護」の間の段階

17 2021年7月 広報 **計とよ** 2021年7月 **16**